

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月9日

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 藤本 光明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、点検状況を遠隔地と共有する点検状況配信システムについて、その対象作業を拡張する高度化について検討するものである。対象とする作業は、現状の水中目視に加え、岸壁前面の水深管理、栈橋下面の目視を想定し、これらの共有にかかる入出力データ仕様について検討し、それらの妥当性を実験的に検証する。また、対応機器の多様化やさらなる対象作業の拡張に備え、取り扱う情報を可能な限り一般化して、汎用性の高い入出力のデータ仕様として取りまとめる。

本業務については高度な知見に基づく技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

港湾施設における新技術を活用した点検状況配信システムの高度化検討業務

(2) 業務内容

「港湾施設における新技術を活用した点検状況配信システムの高度化検討業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月19日まで

3. 業務目的

本業務については、点検状況を遠隔地と共有する点検状況配信システムについて、その対象作業を拡張する高度化について検討するものである。対象とする作業は、現状の水中目視に加え、岸壁前面の水深管理、栈橋下面の目視を想定し、これらの共有にかかる入出力データ仕様について検討し、それらの妥当性を実験的に検証する。また、対応機器の多様化やさらなる対象作業の拡張に備え、取り扱う情報を可能な限り一般化して、汎用性の高い入出力のデータ仕様として取りまとめることを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ア 港湾施設の点検ロボット等の無人点検技術に関する研究実績及び高度な知見を有すること。
- イ 港湾施設の維持管理における点検診断に関する研究実績及び高度な知見を有すること。
- ウ 屋内及び屋外実験における点検作業や点検ロボットに関する検証実験に精通していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号

近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係

電話 078-331-0057

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年5月9日から令和7年5月20日まで

(1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年5月20日14時00分

(1) に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は5. (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和7年6月12日14時00分
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格を有していない者も5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。